

## 利用登録に当たっての注意事項

### (1) 利用登録の条件

◇原則として、市内在住、在勤者で構成され、常時10名以上で活動するスポーツ団体

◇成人及び成人が主導する責任者の明確な地域スポーツ団体

### (2) 利用率が低い団体について

学校体育施設開放事業は当該年度（1年間）を通して、特定の学校、曜日、時間等を利用登録し活動することになります。スポーツの活動機会拡充の観点等から、年度内を通して、利用率が低い（利用率が60%以下の団体）団体は年度継続利用ができません。

### (3) 小・中学校体育館等の利用時間についてお願い

施設の有効利用の観点から、登録時間の区分に従って申請を行ってください。  
（利用時間が1時間の団体は除く）

### (4) 代表者及び連絡者について

代表者または連絡者は必ず市内在住の方にしてください。至急連絡する場合がありますので、特に連絡者は平日の日中に連絡がとれる方及び連絡先（携帯電話番号）をご記入ください。

### (5) 利用について

1団体1週間につき1回のみ利用ができます。

### (6) 登録名簿について

利用者全員ご記入ください。